

# 葛城市議会基本条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 市民と議会の関係(第4条—第6条)

第4章 議会と行政の関係(第7条—第9条)

第5章 自由討議の保障(第10条)

第6章 委員会活動(第11条)

第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条—第14条)

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第15条—第17条)

第9章 最高規範性と見直し手続き(第18条・第19条)

附則

葛城市議会は、日本国憲法に基づいて、葛城市民による直接選挙によって選ばれた市民の代表で構成される合議制の議事機関であり、二元代表制の下、市政における課題の論点及び争点を明らかにしながら、自由闊達な議論を通じて意思決定を行うとともに、市政運営への評価・監視機能及び立法機能を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現を目指すものである。また、今後、更なる地方分権改革の進展や全国的な人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測され、市の意思決定機関として本市議会が果たすべき役割の重要性が増すなか、本市議会においては、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の意思を的確に把握し、豊かな自然と古代からの歴史と文化の香り高いまちとして輝いてきた葛城市のまちづくりをさらに推進していかなければならないところである。

このような役割を踏まえ、本市議会は、公平・公正で透明な議会運営に努め、これまでの議会改革を更に推進し、市民の参加と開かれた議会づくりを追求するとともに、葛城市政の更なる発展に寄与するため議会の目指すべき理念を達成することを決意し、この条例を制定するものである。

## 【解説】

葛城市議会基本条例を制定した経緯やその必要性を述べるとともに、葛城市議会の決意を表明したものです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、葛城市議会（以下「議会」という。）及び議会の議員（以下「議員」という。）の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

葛城市議会基本条例の制定目的を明らかにしたもので、議会及び議員の活動の在り方など基本的事項を定めることで、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的と定めています。

### 注釈

#### 地方自治の本旨

憲法第92条で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地域の住民の意思と責任において自治が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること）の2つの要素からなるとされています。

#### 市民福祉の向上

市民福祉とは、一般に用いられている狭義の福祉を指すものではなく、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益や地域における公共の利益を指すものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

### 【解説】

広く市民の意見を聴き、市政に反映させる議会でなければならないことを規定し、かつ市民に身近で関心を持たれるよう、開かれた議会を実現していくために必要な議会活動の原則を定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

- 2 議員は、市政について、市民の意見、要望及び提案を把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研鑽を行うことによって、計画、施策及び事業（以下これらを「政策」という。）の立案及び提言を行うよう努めるものとする。
- 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

### 【解説】

議員は、議会が市民から選挙で選ばれた議員による合議制の機関であることを十分に認識し、言論の府として議論を尽くす必要があるため、議員相互間の自由な討議を尊重することを定めています。

議員は、市政に対する市民の多様な意見や要望、提案等を的確に把握することに努めるとともに、自らの資質を高めるために不断の自己研鑽を行うことによって、政策立案等の活動を行うよう努めることを定めています。

議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、市民全体の福祉向上のために活動することを定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第4条 議会は、市民に対し、その保有する情報を積極的に発信するとともに議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）を原則公開するものとする。
  - 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民や学識経験者等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
  - 4 議会は、市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受け止めて検討し、政策の立案に生かすものとする。
  - 5 議会は、市民からの請願及び陳情を市民による政策の提案と受け止めるとともに、請願にあつては、これを審議し、又は審査するものとする。

#### 【解説】

議会は、市民に対し、積極的な情報発信を行うとともに、市民から出された意見や要望、提案等を真摯に受け止め、政策立案等の機能強化に生かすことを定めています。また、必要に応じて地方自治法に規定されている学識経験者等による専門的知見の活用や参考人制度、公聴会制度を活用することを定めています。

地方自治法第115条で公開が定められている本会議だけではなく、常任委員会及び特別委員会の原則公開を定めています。

(広報機能の充実)

第5条 議会は、市政及び議会運営に係る情報を常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。

- 2 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

**【解説】**

議会からの情報発信の手段として議会の広報活動を充実し、市政や議会運営に関する情報の内容を市民にわかりやすく伝えることを定めています。

より市民に開かれた議会を実現するため、議案に対する各議員の対応を公表していくとともに、議員が編集する『議会だより』のさらなる充実や議会中継の実施、またホームページ等の多様な情報媒体を活用した議会広報活動を行っていくことを定めています。

(市民懇談会)

第6条 議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。

**【解説】**

議会と市民との情報共有及び意見交換の場を設けることを定めています。定例会や臨時会での審議の内容や経過などを市民に報告する場を設けます。併せて議会全般についての意見交換等も行います。

## 第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等執行機関との関係)

第7条 議会は、市長等執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある機関であり、市の意思を決定する責務及び市長等を監視・評価する義務を負う機関である。

- 2 議会は、その権能の違いを踏まえ、市長等と健全な緊張関係を保たなければならない。
- 3 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 4 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会（以下これらを「会議等」という。）への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

### 【解説】

市民に分かりやすい議論を行うため、一般質問における議員から市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）に対する質疑応答は、一問一答方式で行うことができることを定めています。

市長等は、議長又は委員長の許可により、質問をした議員に対して反問することができることを定めています。ここでいう反問とは、その論点を整理するため、質問の内容を確認することをいいます。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 政策の持続可能性

**【解説】**

議会は、市長等の提案した重要な政策等の審議において、政策水準を高める議論が行われるよう、市政に関する8つの事項について市長等に対し、説明を求めることを定めています。

なお、重要な政策とは、次の政策をいいます。

- ・まちづくりの基本方針やそれに基づく分野別の計画及び施策事業
- ・市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

**【解説】**

議会は、議会に提案される予算案や決算の審議に当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求め、その求めに市長等は最大限答えられるよう努めることを定めています。

## 第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

### 【解説】

議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、必要に応じて議員同士で論点及び問題点を明らかにしていくための自由討議を活用して議論を尽くすことを定めています。

議員間の討議を重視した議会運営を進めるため、市長等の会議等への出席要請は必要最小限にとどめることを定めています。

緊急を要する事案等が発生した場合、議員の要請に対して議長が必要と認めれば、議会全員協議会を開催し、説明員として市長等の出席を求めることとします。

議員間討議については、原則、委員会審査の中で行うものとし、その運用・仕組みづくりについて引き続き協議していきます。

議会全員協議会や各委員会協議会において、議員から議長又は委員長に対して特定の事案を議題にしたい旨の申し入れがあれば、議長又は委員長の判断により、その事案を会議の議題にすることができます。例えば、議員自身が資料等を準備したうえで、議長に対して特定の事案についてほかの議員の意見を聞き、議会としての合意形成を図れる場を設けてほしい旨の申し入れを行えば、全員協議会の場で議題にするかどうかを議長が判断することになります。

## 第6章 委員会活動

(委員会の活動)

- 第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 2 委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。
  - 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

### 【解説】

委員会は、議会開会中だけではなく、閉会中にも積極的に委員会を開催し、所管する市政の課題についての監視や政策立案、政策の提言等の活動を行うとともに、委員会の審査資料等についても積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。

委員会としての活動内容の報告や市民との情報共有、並びに自由に意見交換する場として、第6条で規定する市民懇談会を積極的に活用します。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

### 【解説】

議員の政策形成、立案能力をはじめとする資質の向上を目的とした議員研修の充実強化を図るものとし、幅広い分野の専門家等との議員研修会を開催することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

**【解説】**

議会及び議員の政策形成等の機能を高めるため、議会活動を補助する議会事務局の機能の充実強化を図ることを定めています。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の実に努めるものとする。

**【解説】**

議会図書室は、地方自治法の規定により、議員の調査研究のために設置するものとされており、議会の機能強化のため、議会図書室の整備と図書の充実について定めています。なお、議会図書室については、議員の調査研究が主体であることから、地方自治法第244条に規定する公の施設として取り扱う必要はないと解されている一方、地方自治法第100条第20項では、一般にも利用させることができるとされています。しかし、現状の議会図書室のままでは、座席スペースの事情等により、広く市民に利用してもらうことは難しく、議員の調査研究活動に支障が出ることも考えられます。そのため、広く市民に利用していただけるような議会図書室の構築に向け、今後の整備充実に努めていきます。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、葛城市政治倫理条例（平成17年葛城市条例第34号）を規範とし、遵守しなければならない。

### 【解説】

議員として守るべき倫理について定めています。

(議員定数)

第16条 議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分に考慮して決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

### 【解説】

議員定数の改正議案は、市政の現状や将来的な展望、市民の意見などを考慮しながら、類似市の状況なども参考にして総合的に判断することを定めています。

議員定数の改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制度や公聴会制度をはじめ、市民懇談会などの制度を十分に活用するものとします。

(議員報酬)

第17条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

**【解説】**

議員報酬の改正議案は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来的な展望、市民の意見などを考慮して総合的に判断することを定めています。

議員報酬の改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制度や公聴会制度をはじめ、市民懇談会などの制度を十分に活用するものとします。

## 第9章 最高規範性で見直し手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

**【解説】**

この条例が議会における最高規範であることを定めるとともに、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃する場合には、条例の趣旨等を尊重し、整合性を図っていくことを定めています。

(見直し手続)

第19条 議会は、毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証及び報告するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

**【解説】**

議会は、第1条の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、その結果を受け、必要に応じて条例改正など適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。